

# 被災家屋の代替家屋に対する固定資産税・都市計画税の特例適用申告書

令和 年 月 日

(あて先) 新潟市長

住 所 (所在地)

---

申告者 氏 名 (名称)

---

電 話

---

個人番号  
(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

能登半島地震により被災した家屋に代わる家屋を取得したため、地方税法第352条の3及び第702条の4の2に基づく減額の適用について、次のとおり申告します。

代 替 家 屋	所有者	住所又は所在地										
		氏名又は名称	被災家屋の所有者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ( )									
		所在地	新潟市			家屋番号	番					
		構造	造	階層	構造	床面積	㎡					
		用途(種類)	<input type="checkbox"/> 被災家屋と同じ <input type="checkbox"/> その他 ( ) → 被災家屋と用途(種類)が異なる理由 ( )									
		取得年月日	令和	年	月	日	共有持分					
		取得の状況	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得 → 取得事由 ( )									

被 災 家 屋	所有者	住所又は所在地										
		氏名又は名称										
		所在地				家屋番号	番					
		構造	造	階層	構造	床面積	㎡					
		用途(種類)				共有持分						
		被災家屋の現況	<input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他 ( )									

- ※「代替家屋」とは、「被災家屋」に代わるものとして取得した家屋をいいます。
- ※「被災家屋」とは、能登半島地震により滅失・損壊した家屋をいいます。
- ※特例の適用要件及び添付書類については、裏面に記載してあります。

## <特例の適用要件>

### 1 適用対象者

- (1) 被災家屋の所有者（被災家屋が共有物の場合は、その持分を有する者を含む）
- (2) (1)に相続があったときはその相続人
- (3) (1)と代替家屋に同居する三親等以内の親族
- (4) (1)が法人の場合における、合併法人又は分割承継法人

### 2 被災家屋要件

市町村の調査で被害の程度が「半壊以上」であることが確認できるもので、取り壊し・売却等の処分が行われたもの

### 3 取得期限

令和6年1月1日から令和11年3月31日までの間に取得された家屋

### 4 特例の内容

代替家屋に係る固定資産税・都市計画税のうち、被災家屋の床面積相当分の税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1に減額（共有名義の場合は、持分の割合に応じて面積按分により算定）

### 5 申告書の提出先

代替家屋の所在する区が東区・中央区・西区の方  
資産税課 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル3階  
TEL：025-226-2273、025-226-2280

代替家屋の所在する区が北区・江南区・秋葉区の方  
資産税第1分室 新潟市江南区横越中央1-1-1 横越出張所2階  
TEL：025-382-4048

代替家屋の所在する区が南区・西蒲区の方  
資産税第2分室 新潟市西蒲区三方1 潟東出張所1階  
TEL：0256-72-8231

## <添付書類>…いずれも写し可

- (1) 被災家屋が能登半島地震により滅失・損壊したことを証する書類  
・「り災証明書」、「被災証明書（被害の程度が記載されているもの）」等
- (2) 被災家屋が所在したことを証する書類 ※被災家屋が新潟市内の場合は不要  
・「令和5年度固定資産税家屋名寄帳」等
- (3) 被災家屋の処分状況等を確認できる書類  
・「解体契約書」、「売買契約書」等
- (4) 被災家屋の所有者と代替家屋の所有者が異なる場合は、その関係を確認できる書類  
・「戸籍謄本」、「法人の登記事項証明書」等

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出いただく場合や、被災家屋の所在地の市町村へ問い合わせをする場合があります